

Q&A

◆申請資格について

No.	問い合わせ	回答
1	現在、他大学の修士課程に在籍する者が、本学に入学する場合でも、申請することは可能でしょうか？ また、申請書受付期間が本学の入学試験前でも申請可能でしょうか。	申請可能です。ただし、本プロジェクトへの参加については、入学手続き後となります。 本学の入学試験前でも申請可能です。
2	社会人学生（社会人経験があった者を含む）や年齢の制限はあるのでしょうか？	本プロジェクトにおいては、このような制限は設けていません。 ただし、年間240万円以上の給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる方については、申請することができません。
3	収入が240万円を超えているのですが、研究奨励費（生活費相当額）は受給せず、研究費のみ受給することは可能ですか？	研究費のみを受給することはできません。
4	連合大学院の大学院生でも応募可能でしょうか？	応募できません。本学に学籍がある博士後期課程学生が対象になります。
5	留学生も申請可能でしょうか？	申請資格に国籍要件は設けていませんが、本プログラムが日本の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の支援を強化するための事業であることを理解した上で、申請をしてください。また、試験会場にて選抜試験を受験できる方が対象となります。
6	日本学術振興会特別研究員に現在応募中の院生は、このプロジェクトに応募することは可能でしょうか？	この制度に応募することは可能です。ただし、特別研究員に採用された場合には、本プロジェクトを辞退することになります。
7	日本学術振興会特別研究員にも採用され、本プロジェクトより切り替えた場合は、合格者に求められる活動はどのような扱いになりますか？	特別研究員に採用された場合でも、本プロジェクトで求められる活動の全てを行っていただきます。
8	奨学金受給者は、対象外となりますか？応募可能だった場合、併用して受給することは可能ですか？	併給不可とされる奨学金受給者は対象外となります。また、同様の奨学金へ申請済み・内定済みの場合も対象外となります。 ご自身の受給する奨学金の申請資格等確認の上、申請してください。
9	日本学生支援機構の貸与型奨学金受給者は対象外となりますか？応募可能だった場合、併用して受給することは可能でしょうか？	応募は可能です。ただし、奨学金の種別によって、併給不可の場合があります。 ご自身の奨学金の種別を確認の上、申請してください。
10	3. 申請資格の(3) 次の(ア)から(キ)のいずれにも該当しない者 (ア) 標準修業年限を超過する学生。とありますが、「標準修業年限を超過」とは、 ・休学期間も含めて、3年を超えている ・休学を除いた期間で、3年を超えている のどちらになりますでしょうか？	3年制博士課程の方は、「休学を除いた期間で、3年を超えている」となります。 4年制博士課程の方は、「休学を除いた期間で、4年を超えている」となります。
11	支給期間は最大3年間とありますが、3年制課程の学生が3年間を経過し博士後期課程を修了していない場合でも、支給対象となる月から3年間経過していなければ、支援を受けられる可能性はあるのでしょうか？	この場合は、標準終了年限を超過することになりますので、3年制課程の学生が3年間（4年制課程の場合は4年間）を経過しても修了していない場合、支援は継続されません。
12	千葉大学大学院エクセレント・インターナショナルスチューデント・スカラシップと併願および併給は可能でしょうか。	併願可能です。但し、本プロジェクト生となる場合は、エクセレント生を辞退していただくこととなります。なお、エクセレントに関する詳細は留学生課へお問合せください。
13	千葉大学大学院パートナーシップ・プログラムと併願および併給は可能でしょうか。	併願可能です。また、パートナーシップ・プログラムと本プロジェクトからの支援は併給可能です。なお、パートナーシップに関する詳細は、留学生課へお問合せください。

No.	問い合わせ	回答
-----	-------	----

◆申請書類について

1	英語で記入した申請書を提出することは可能でしょうか？	英語記入による提出も可能です。
2	申請にあたって、収入に関する証明書等の提出は必要でしょうか？	申請の時点で、収入に関する証明書の提出を求める予定はありません。ただし、年間240万円以上の安定的な収入を得ている場合は、申請資格はありません。また、プロジェクト生になった後で、年間240万円以上の安定的な収入を得ることとなった場合は、プロジェクト生としての資格を喪失することとなりますので、速やかに事務局へ申し出るようにしてください。
3	TOEIC, TOEFL等の外国語試験（英語以外の外国語も対象）のスコアカードの写しの提出ができない場合は、語学力を示す書類を提出とありますが、 <u>例えば英語で書かれた単著の論文を提出すれば良いのでしょうか？</u>	語学力を示す書類として、英語論文（単著）を提出することも可能です。 また、ご自身が執筆したことを責任著者が保証し署名した公表論文の別刷り、国際学会で発表した証（例えば、発表ポスターとプログラム）等でも構いません。 なお、語学力を示す書類がない場合でも申請することは可能です。
4	留学生が申請する場合もスコアカードの写しが必要でしょうか？	母国語以外の言語で、語学力を示す書類を提出してください。
5	留学生が申請する場合のスコアカードの写しですが、 <u>日本語能力試験の成績は外国語試験のスコアとして提出することができますか。</u> なお、学会で口頭発表したことがありますが、 <u>発表した論文は語学力を示す書類としてもよろしいですか。</u>	日本語能力試験の成績があれば、提出してください。また、学会での発表論文を提出することも可能です。

◆選抜試験について

1	選考にかかる審査は誰が担当するのでしょうか。	専攻分野に関わらず、教員の方が中心となって審査を担当します。そのため、申請書の記入にあたっては、自身の研究分野について分かりやすく説明することを心掛けてください。
---	------------------------	---

◆合格後について

1	プロジェクト生採択後の手続きはどう行えばいいのでしょうか？	合格発表後に新プロジェクト生に向けてガイダンスを実施します。ガイダンス内にて今後の手続きおよび活動について説明しますので、必ずご参加ください。
2	研究倫理教育としてeAPRINを既に受講していますが、改めて受講しなければいけないのでしょうか？	JSTが指定する研究倫理教育の受講（責任のある研究行為ダイジェスト）が必須となります。受講後に、受講確認書をご提出いただけます。【参考URL】 https://edu2.aprin.or.jp/ard/
3	支給される研究費の金額はどのようにして決定されるのでしょうか？	毎年度提出いただく自主研究チャレンジ計画書を元に、本プロジェクトに設置されている委員会で審査を行い決定します。ただし、採択年度は本プロジェクトの選抜試験結果を元に審査を行い決定します。
4	プロジェクト生に採用となった場合、TA・RAは継続していいのでしょうか？	継続しても差し支えありません。ただし、本プロジェクトで実施する活動に支障がないようにエフォート管理を求めます。

No.	問い合わせ	回答
5	プロジェクト生に採用となった後、アルバイトを行うことは可能でしょうか？	研究活動やキャリア開発・育成コンテンツへの取組に支障がないのであれば問題ありません。ただし、年間240万円以上の安定的な収入を得ることとなった場合は、プロジェクト生としての資格を喪失することとなりますので、速やかに事務局へ申し出るようにしてください。
6	ジョブ型研究インターンシップ（募集要項10.）とは、どのようなものでしょうか？	ジョブ型研究インターンシップとは、長期・有給・ジョブ型のインターンシップ制度です。企業と雇用契約を結んで実施し、給与と単位認定が得られます。 本プロジェクトからの支援を受けるためには、プロジェクトに採択後、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会のマッチング専用システムへ登録する必要があります。登録後、システムを利用した企業インターンシップへ応募する際は、予め指導教員と相談の上で応募してください。制度の詳細はジョブ型研究インターンシップ推進協議会のHPを参照してください。【参考URL】 https://coopj-intern.com/ マッチングシステムへの登録方法や単位認定については、入学後、所属の大学院学務担当へ照会してください。
7	合格者に求められる活動（募集要項13.）について、 （１）（１）～（５）の全ての活動を行うことが求められるのでしょうか？ （２）主専攻と異なる分野の教員を2人目の指導教員とし、2つの分野で成果をあげると書いてありますが、どの程度の成果が求められるのでしょうか？ （３）「自主研究チャレンジ」 （４）「自主発展型海外留学・研修」とはどのようなものでしょうか？	（１）募集要項に記載の全ての活動が求められます。 （２）博士論文研究とは異なる分野で挙げた成果（例えば、論文発表や学会発表など、本プロジェクトの支援前に行った成果も含む）を示すものを提出していただけます。 （３）チャレンジ性に重きを置いて主専攻の研究計画を立案・実施することです。 （４）主に将来のキャリア形成のための研修・インターンシップ・留学などを自身で計画して実行します。留学など費用がかかるものについては、定期的に募集する企画書を委員会でご審査した上で、旅費を支援することも可能です。
8	合格者に求められる活動の他に何か行う必要がありますか？	大学からの各種アンケートの他、JSTが企画する大学横断的な博士後期課程学生交流会への参加や、進路調査、モニタリング調査等にご協力いただくことになります。
9	第2研究分野とは、完全に専攻と異なる研究分野ということでしょうか？	本プロジェクトのダブルメジャーは、博士論文研究を実施している研究室とは異なる研究室で行った成果も求めています。
10	本プロジェクトにより得られた研究成果を発表する際に、何か必要な手続きはありますか？	本プロジェクトにより助成を受けたことを表示してください。 論文の Acknowledgment(謝辞)に、助成を受けた旨を記載する場合には「JST SPRING, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。10 桁の体系的番号は、「JPMJSP2109」です。 論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。 【英文】 This work was supported by JST SPRING, Grant Number JPMJSP2109. 【和文】 本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2109 の支援を受けたものです ※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。
11	プロジェクト生として、他にどのような注意が必要でしょうか？	科学技術振興機構公募「次世代研究者挑戦的研究プログラム」FAQ【3：対象学生】を併せてご参照ください。 【参考URL】 https://www.jst.go.jp/jisedai/dl/faq-2024SPRINGr2.pdf
12	研究奨励費（生活費相当額）は課税の対象となるとありますが、源泉徴収されるのですか？	研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として課税の対象となります。源泉徴収はされないため、受給した翌年にご自身で確定申告を行う必要があります。また、住民税も納付する必要があります。
13	現在保護者に扶養されていますが、研究奨励費（生活費相当額）を受給することで扱いが変わりますか？	保護者等に扶養されている場合、ご自身で国民健康保険に加入する必要が生じ、扶養手当等における扱いが変わる可能性があります。保護者等の勤務先担当者へ照会してください。
14	初回の研究奨励費（生活費相当額）の支給はいつになりますか？	本学の手続きを終えてからとなりますので、初月は翌月の25日前後に合算した2か月分の研究奨励費を振り込み、それ以降は当月の25日前後の振り込みとなります。また、書類の不備等により手続きが遅れた場合は、翌々月となる可能性があります。

No.	問い合わせ	回答
15	修了後もプロジェクト生として何か行う必要がありますか？	修了後、JSTから10年間にわたって就職状況・研究成果等についての調査がありますので、ご協力ください。
16	休学中も支援を受けられるのでしょうか？	休学中は、本プロジェクトも休止となりますので、研究奨励費（生活費相当額）の支給はありません。また、休学が2年を超える場合は本プロジェクト生としての資格を失います。休学理由・期間を把握する必要がありますので、速やかに事務局へ連絡をしてください。

◆その他

1	本プロジェクトは今後も継続していきますか。	本プロジェクトは、科学技術振興機構（JST）より助成金を受け運営しております。 政府予算の状況等により見直しを行うため、休学した場合も含め、支援内容が変更となる可能性があります。
---	-----------------------	--